

1. 件名：新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（261））
2. 日時：平成29年8月4日 10時00分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

正岡安全審査官、皆川係長、伊藤安全審査官、角谷安全審査官

（シビアアクシデント研究部門）

小城技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）

他9名

東北電力株式会社：東通原子力発電所 機械保修課 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長 他1名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 機械保修課 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力設備）

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価』における、「原子炉格納容器の限界温度・圧力」について、これまでのヒアリングでの指摘を踏まえて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 限界温度・圧力の評価方法の中で用いている電力共同研究「事故時の格納容器耐性評価に関する研究」（平成元年度）において実施したFEM（有限要素法）による弾塑性解析の内容及び妥当性を示した上で、評価への適用性を整理して提示すること。
- 原子炉格納容器のトップヘッドフランジ部に用いている改良EPDM材のシール機能の性能確認における実機フランジ試験について、漏えいの有無の判定の考え方を整理して提示すること。
- 原子炉格納容器のトップヘッドフランジ部の開口評価について、代表プラント結果の適用性を含めて、評価方法を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価
- ・ 東海第二発電所 原子炉格納容器限界圧力・温度評価 既工認評価項目との比較